

銚子市告示第9号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成17年3月23日から効力を生ずる。

平成17年3月22日

銚子市長 野 平 匡 邦

変更調書

新 町名	旧		地番
	大字	字	
八木町	八木	小坂臺	2, 650の2 2, 651の2 2, 655の2 2, 656 2, 657 2, 658の2 2, 659の2 2, 660~2, 664 2, 665 の2 2, 666の2 2, 667の2 2, 66 8の2 2, 669の2 2, 670の2 2, 704~2, 709、2, 712、2, 71 3、2, 715、2, 717、2, 718、2, 7 20の地先の道路である公有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成16年6月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。